

資料1

介護予防・日常生活支援総合事業（案）についての意見等概要

1. 意見募集実施結果

説明回数及び参加人数	①事業案作成の協力機関（団体）への説明 21回（1,263人） ②市民向け、事業者向け説明会 6回（81人） ③出前講座での資料配布等 2回（60人） <p style="text-align: right;">合計 29回（1,344人）</p>
意見募集期間	平成28年7月1日（金）から平成28年7月20日（水）
意見提出者数	33人（在住20人、在職11人、不明2人）
公表意見数	70件（延べ意見件数74件、うち公表する意見件数70件）
意見提出方法	意見箱 23人 FAX 6人 インターネット4人

2. 意見等の主たるものと回答の方針

内容	提出視点	回答の方針
総合事業のサービス利用にあたって、これまでどおり要支援認定を受けられるのかという疑問	サービス利用者	本市では、総合事業のサービス利用開始にあたっては、まず要支援認定を受けて頂く。 認定更新時に一定の条件を満たした方には、更新申請によらない簡易な手続きを可能とするが、本人の意思に反して認定申請を妨げることはない。
総合事業が始まって、これまでどおりの訪問・通所サービスが受けられるのかという疑問	サービス利用者	総合事業においても、現行と同内容のサービスは実施していく。それに加えて市独自基準のサービスを実施し、多様化を図る。 サービスの選択については、利用者の心身の状況に配慮したケアマネジメントに基づいて行う。
新基準の訪問型サービスに訪問介護事業所の参入が可能か、採算がとれるのかという疑問	サービス提供者	当該サービスは、内容を家事支援に限っており、介護専門職を担い手として想定していない。 訪問介護事業所の参入を妨げるものではないが、専門職はその専門性に相応しい分野での貴重な人材であるとする。
生活支援員の質と人数の確保、また、責任の所在についての疑問	サービス利用者提供者	枚方市の生活支援員は、生活支援サービスの新たな担い手として導入を図るもので、必要な研修を実施して養成に努めていく。また、身分はボランティアではなく、法人に雇用される就労者という位置づけを検討している。

高齢者の地域での活動を推進するための事業は、積極的に推進することが望ましい。	サービス利用者提供者	元気づくり・地域づくりプロジェクトにおいて、地域の理解を得つつ、介護事業所や医療機関、企業等の主体が連携できる体制整備を行っていく。
これまでの要支援のサービスを変える必要はない。現行のまま、形だけ総合事業に移行するのが良い。	サービス利用者	2025年問題を控え、介護保険制度の持続可能性を図るためにも、地域に元気な高齢者を増やすための取り組みは必須であり、総合事業のサービスはその一環と考える。
説明会への出席者が少ない。もっと事業の周知を図るべきである。	サービス利用者	市民説明会と併行して、地域団体や事業者団体への説明を実施してきたが、今後とも、総合事業の周知に努めていく。

3. 事業（案）への反映を検討している意見等

内容	反映方法
管理栄養士派遣事業は、一般栄養士資格でも実施できるのではないかな。	管理者等に1名以上の管理栄養士を配置した上で、栄養士資格でサービス提供ができるように見直す。
地域の通いの場、活動場所をもっと増やしてほしい。	住民運営通所事業の補助金については、より、柔軟な形で助成を行えるよう、一般介護予防の事業に移し、財源を含めて再検討を行う。

文言整理など	「廃用症候群」という文言の見直し
--------	------------------